



聖籠町結婚新生活支援補助金 申請の手引き(募集要項)

聖籠町では、結婚新生活を支援するため、新婚世帯の住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用および引越費用を補助します。申請する場合は、この募集要項を確認いただき、申請書に必要な書類を添えて提出してください。

R7.4.1版

対象者

以下の要件をすべて満たす世帯が補助を受けることができます。

補助の要件

- ☐ 令和7年1月1日～令和8年3月31日までに婚姻届けを提出し受理された夫婦であること。
- ☐ 夫婦とも婚姻時の年齢が39歳以下であること。
- ☐ 申請時に夫婦の双方または一方が申請にかかる聖籠町内の住宅に住民登録していること。
 - ※ 夫婦の一方のみが住民登録している場合は、夫婦の主たる生活の拠点が聖籠町内の住宅である場合に申請できます。(夫婦のいずれかが町外へ単身赴任している場合など。)
 - ※ 令和7年度中に夫婦ともに申請に係る住宅に住民登録ができない場合(住宅の建築中であり、引越が翌年度になるなど)は、住民登録がなくても申請できる場合がありますので、ご相談ください。
- ☐ 補助金の交付を受けた日から2年以上継続して聖籠町内に住む意思があること。
- ☐ 夫婦それぞれの年間合計所得金額の合算額が500万円未満であること。

(合算額が500万円以上でも、夫婦に貸与型奨学金の返済者がいる場合は、年間の返済額を合算額から控除できます。この場合、控除後の額が500万円未満であること。)

 - ※ 令和7年4月1日～令和7年6月30日に申請する場合は、原則令和5年分(令和5年1月1日～令和5年12月31日)の所得及び奨学金返済額を確認します。
 - 令和7年7月1日～令和8年3月31日に申請する場合は、原則令和6年分(令和6年1月1日～令和6年12月31日)の所得及び奨学金返済額を確認します。
- ☐ 夫婦とも町税を滞納していないこと。聖籠町外から転入している場合は、転入前の市区町村税についても滞納していないこと。
 - ※原則令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)の納税状況を確認します。
- ☐ 夫婦とも過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- ☐ 夫婦とも聖籠町暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に結婚に伴って支払った下記の費用が対象です。

- ※ 生活保護を受けている場合や、対象経費に対して他の補助金の交付を受けている場合は、補助対象経費から控除が必要な場合があります。
- ※ 費用の支払いが翌年度となる場合、補助の認定（0円で交付決定）ができる場合がありますのでご相談ください。

婚姻に伴う住宅取得費用

□ 住宅の購入費、工事請負費

- ※ 婚姻日より前に取得している、婚姻を機に取得している、取得日が婚姻日から起算して1年以内の場合は対象とすることができます。
- ※ 土地の購入費は対象外です。（建物のみが対象となります。）
- ※ 住宅ローン等、ローン契約に基づく金融機関へのローン払いを対象とすることもできます。

婚姻に伴う住宅リフォーム費用

□ 住宅の機能の維持、向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

- ※ 婚姻日より前にリフォームしている、婚姻を機にリフォームしている、リフォームした日が婚姻日から起算して1年以内の場合は対象とすることができます。
- ※ リフォームローン等、ローン契約に基づく金融機関へのローン払いを対象とすることもできます。
- ※ 倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽などの外構に関する工事費用、エアコン、洗濯機など家電製品の購入・設置に係る費用は対象外です。
- ※ 所有者が夫婦以外の住宅のリフォームも対象となりますが、リフォームの契約及び支払いを夫婦の双方またはいずれかが行っていることが必要です。
- ※ 自分で工事する、友人に頼んでリフォームするなどの場合にかかる材料費などは対象外です。

婚姻に伴う住宅賃借費用

□ 住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

- ※ 婚姻日より前に賃借している、婚姻を機に賃借している、賃借した日が婚姻日から起算して1年以内の場合は対象とすることができます。1年以上前から同居していた場合は、婚姻日以降に支払った費用のみ対象です。
- ※ 夫婦の一方が婚姻前から入居していた賃貸住宅にもう一方が婚姻を機に入居した場合は、同居開始以降に支払った費用のみ対象です。同居開始日は、住民票の住所を定めた日や、契約書等の同居人欄の記載で確認します。
- ※ 賃貸借の名義が夫婦いずれかによるものを対象とします。（親などの名義による場合は対象外です。）
- ※ 駐車場代、保証料、鍵交換代、クリーニング代、保険料などの費用は対象外です。
- ※ 賃借にかかる費用に対して勤務先からの住宅手当などの支給がある場合は、その額を対象経費から控除します。

婚姻に伴う引越費用

□ 引越費用のうち、引越業者や運送業者等へ支払った作業費や運送費

- ※ 旧居からの引越のほか、実家からも家具などを運送する場合も対象とできます。
- ※ 自身で引越を行った場合のレンタカー費用や燃料費、引越の際の不用品の処分費用や清掃費用、引っ越し業者が行う電気やガス等のサービス料、エアコン等のクリーニング費用などは対象外です。

補助金の額

① 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯

対象経費の実支出額のうち、1世帯当たり**60万円**を上限に補助します。

② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下で①以外の世帯

対象経費の実支出額のうち、1世帯当たり**30万円**を上限に補助します。

※ 令和6年度からの継続補助の対象となる世帯は、上記の補助上限額から令和6年度に受給済みの額を差し引いた額が上限額となります。

※ 算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

申請受付開始日

令和7年4月1日（火）午前8時30分から受付開始

ただし、**申請額が予算上限に達した時点で受付終了となります。**お早めに申請ください。

※ 直近の受付状況を確認したい場合は、総合政策課（☎0254-27-2111）へ随时お問い合わせください。

申請方法

必要書類をそろえて、総合政策課（役場2階）へ直接提出してください。

郵送やFAXでの提出は原則受け付けできません。

申請から交付までの流れ

① 交付申請

契約書等で補助対象経費を確認し、支出を見込み申請します。

申請後に変更が生じた場合は、

変更申請が必要です。

② 実績報告

①で見込んでいた経費の支払いが完了した後に、領収書等を添えて**実績報告**することで**補助金の額**が確定します。

③ 交付請求

②で確定した額を**町に請求**することで**補助金**が支給されます。

申請書様式等は、町ホームページからダウンロードできるほか、総合政策課の窓口で配布しています。

【町ホームページURL】

<https://www.town.seiro.niigata.jp/1/3/1/4/shinseikatuhojokin.html>



※ 申請条件にあてはまるか、対象経費となるかなどは、事前に総合政策課へお問い合わせ、相談いただいた上で申請していただけますとスムーズです。**事前相談は婚姻前からでも随時受け付けています。**

※ 申請書の提出には、申請者ご本人または配偶者の方がお越しください。

交付申請

全員が提出する書類

- ☐ 聖籠町結婚新生活支援補助金受給資格認定申請書兼交付申請書（様式第1号）

※内訳計算書を添付してください。

- ☐ 同意書兼誓約書（様式第2号）

- ☐ 婚姻届の受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し（コピーしたものではなく、窓口で交付されたもの）

- ☐ 住民票の写し（コピーしたものではなく、窓口で交付されたもの）

- ☒ 夫婦の所得証明書（市区町村が発行するもの）

※ 所得未申告で所得証明書が発行できない場合は、申告を行ってから証明書を発行してもらってください。

- ☐ 令和7年4月1日～令和7年6月30日までに申請する場合

令和6年度（令和5年分）の所得証明書

※ 令和6年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で発行できます。

- ☐ 令和7年7月1日～令和8年3月31日までに申請する場合

令和7年度（令和6年分）の所得証明書

※ 令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で発行できます。

- ☐ 夫婦の令和6年度の完納証明書又は納税証明書（市区町村が発行するもの）

※ 令和6年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で発行できます。

※ 非課税により納税証明書が発行できなかった場合は、代わりに令和6年度非課税であることが確認できる書類（非課税証明書、令和6年度課税証明書など）を発行してもらい、提出してください。

貸与型奨学金を返済している場合

- ☒ 貸与型奨学金の年間返済額が確認できる書類（返還証明書など）

※ 貸与型奨学金の返済額を所得の合算額から控除する場合のみ提出してください。

- ☐ 令和7年4月1日～令和7年6月30日までに申請する場合

令和5年分（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の返還証明書等

- ☐ 令和7年7月1日～令和8年3月31日までに申請する場合

令和6年分（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の返還証明書等

住宅の取得費用を対象とする場合

- ☐ ＜購入の場合＞ 住宅の売買契約書など契約内容が確認できる書類の写し

- ☐ ＜新築の場合＞ 住宅の工事請負契約書など契約内容が確認できる書類の写し

※ いずれも契約日、金額、所在地または建設予定地、売主・買主双方の捺印が確認できるものを提出してください。土地を同契約で購入し、契約書に内訳の記載がない場合は、内訳の分かる明細等も提出してください。

住宅をリフォームした場合の添付書類

□ リフォームの工事請負契約書、請書など契約内容が確認できる書類の写し

- ※ 契約書の場合は契約日、金額、売主・買主双方の捺印があるものを提出してください。契約書等に対象経費が分かる内訳の記載がない場合は、内訳の分かる明細等も提出してください。
- ※ 申請に係る住宅のリフォームであることが分かるように、工事地などの記載があるものを提出してください。

住宅を賃借した場合の添付書類

□ 住宅の賃貸借契約書、重要事項説明書など契約内容が確認できる書類の写し

- ※ 契約日、金額、借主・貸主双方の捺印があるものを提出してください。費用の内訳が分かる明細書や請求書などがある場合は添付してください。

□ 勤務先からの住宅手当支給額が確認できる書類の写し（直近の給与明細等）

- ※ 住宅手当の支給がない場合も、提出が必要です。
- ※ 無職の場合は提出不要ですが、申請時点で離職していても、申請する経費の支払月に給与の支給があった場合は提出が必要です。

引越しをした場合の添付書類

□ 引越に係る見積書、領収書等の写し

- ※ 領収書の場合は支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、受領者（支払先）が記載されているものを提出してください。費用の内訳の分かる明細書や請求書がある場合は添付してください。

金融機関へのローン払いを対象とする場合の添付書類

□ ローン契約書などローン契約の内訳が分かる書類の写し

□ 返済予定表などローン払いの内訳が分かる書類の写し

- ※ ローン払いを対象とする場合、住宅取得費用については、住宅（建物）の購入費に相当する費用のみ、リフォームについては住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用に相当する費用のみが対象となります。
- ※ 住宅ローン手数料、利息等借入れに係る費用は対象外です。

対象期間内に経費の支払いが無い場合・補助上限額に達しない場合について

補助対象世帯の要件は満たすものの経費の支払いが令和8年4月以降となる場合等は、次年度に継続補助を受けることができる場合がありますので、個別にご相談ください。

※ 継続補助は次年度において予算が編成・成立された場合に限りです。

変更申請

補助金の申請後、申請した内容が変わる場合は、変更申請が必要となります。

☐ 聖籠町結婚新生活支援補助金交付変更申請書（様式第4号）

☐ 変更内容が確認できる書類

【変更申請が必要な内容の例】

- ・勤務先からの住宅手当支給額が変更（または支給が開始・廃止）になった。
- ・月々の賃料が変更になった。
- ・住宅の取得、リフォームの金額が変更になった。
- ・引越費用の申請を忘れていた。

実績報告

補助対象経費の支払いが完了したら、実績報告をお願いします。

☐ 聖籠町結婚新生活支援補助金実績報告書（様式第6号）

☐ 領収書等の支払額が確認できる書類 ※下記の【重要】をよくご確認ください。

☐ 住宅賃借費用を対象にする場合 住宅手当支給証明書（様式第7号）

※ 住宅賃借費用を対象としている場合は、住宅手当等を受けていない場合でも提出が必要です。申請日時点で離職していても、申請する経費の支払月に給与の支給があった場合は提出が必要です。

※ 申請する経費の支払月に無職だった場合は、無職であることの申告書を提出してください。（任意様式）

【重要】領収書等（支払額が確認できる書類）について

- ・ 支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、受領者（支払先）の記載があることが必要です。
- ・ クレジットカードで支払った場合は、カード利用明細書が領収書の代わりとして認められています。Web 明細を利用している場合は、利用明細画面を印刷してお持ちください。
- ・ 経費を総額で支払っている場合で、領収書で内訳が確認できないときは、内訳が確認できる明細や請求書などを併せてご提出ください。
- ・ 口座振替や銀行振込で支払った場合は、支払が確認できる通帳の写しや振込の控えでも代用は可能ですが、契約書等で内訳が確認できないときは、内訳が確認できる明細や請求書などを併せてご提出ください。
- ・ 賃借費用の場合で、賃貸借契約書に記載されている賃料等の支払先と、領収書の発行元が異なるときは、契約書や領収書と併せて、保証契約書など支払方法の実態が確認できる書類の写しをご提出ください。
（例：契約書では不動産会社に支払う契約だが、実際には別の保証会社に支払っている場合など。賃貸借契約書に保証会社等の実際の支払先についての記載がある場合は不要です。）

交付請求

実績報告の後、補助金の額が確定すると、町から補助金確定通知書を発行します。手元に届いたら、補助金の請求をお願いします。

- ☐ 聖籠町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第9号）
- ☐ 振込みを希望する口座情報が分かる書類の写し（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）

補助金は、請求からおよそ2週間程度で指定の口座に振込みします。

◆お問い合わせ◆ 聖籠町役場 総合政策課 役場2階

TEL:0254-27-2111(代表) E-MAIL:sousei@town.seiro.niigata.jp

WEB:<https://www.town.seiro.niigata.jp/1/3/1/4/shinseikatuhojokin.html>